

第一学校給食センター更新事業P F Iアドバイザー - 業務の質問に対する回答

| | 質問項目 | 内 容 (原文を記載) | 回 答 |
|---|---|--|---|
| 1 | 全般 (事業内容) | 「狭山市立第一学校給食センター更新事業基本計画 (平成 17 年 5 月狭山市教育委員会)」(以下、「基本計画」といいます)の 2 ページにおいて、米飯給食については委託炊飯を行っている旨の記述がございますが、新給食センターの整備後においても、米飯給食については委託炊飯を行うことを想定されておりますでしょうか。現段階でのお考えをご教示下さい。 | ・新給食センターの敷地スペースの圧縮化も求められるため、現段階では、米飯給食の委託炊飯は継続する予定です。 |
| 2 | 全般 (事業内容) | ・「基本計画」の 20 ページにおいて、VFM シミュレーションを行った旨の記述がございますが、本事業における SPC による維持管理運営業務期間を何年間と想定されておりますでしょうか。現段階での想定をご教示下さい。 | ・平成 16 年度に実施した本更進事業に係る P F I 導入可能性調査では、維持管理運営の業務期間を 15 年として、V F M の試算などを行いました。そうしたことを踏まえると、現段階では 15 年程度を想定しております。 |
| 3 | 委託業務仕様書 3. 委託業務の内容 (2) VFM 評価のためのデータ収集・整理、リスク分担の整理及び施設計画の検討 | ・建築技術業務として、「インフラ整備に関わる庁内関係課等・建築審査課等庁内開発関係課所等・所轄消防署等・その他事業推進上必要な庁内関係課所等との協議及び必要資料の整理業務」が挙げられておりますが、本業務における「計画図」とは、一般的な基本計画において作成されるプランと同等と考えて宜しいでしょうか。 | ・詳細なものまで、求めておりません。質疑の中で示された見解の通りで可とします。 |
| 4 | 委託業務仕様書 5. 委託期間 | 委託期間は平成 19 年 11 月 30 日までとなっており、又、委託内容は PFI 事業権契約の締結等の契約協議までであることから、「基本計画」の 23 ページにございますように平成 20 年 4 月からの運用開始を目指す場合、設計・建設期間が不足することが懸念されます。現段階で想定されている PFI 事業権契約の時期及び運用開始時期について、再度ご確認させていただきたいと存じます。 | ・ P F I 事業権契約の時期は平成 19 年中に、また、新給食センターでの運用開始時期は平成 21 年度にずれ込むものと、現段階では、想定しています。 |